

知的障がい者等に対する金融教育支援員規程

(目的)

第1条 知的障がい者等に対する金融教育支援員（以下、「支援員」という。）は、知的障がい者等を対象にした金銭管理講座等の講師活動や社会的自立支援のための啓発活動を行い、知的障がい者等の社会的自立を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 支援員は、ゆうちょ財団教育出版部金融相談等事業担当（以下「主管担当」という。）が主催又は指定する講座を受講・修了し、支援員登録をした者とする。

(登録の申請)

第3条 支援員登録をしようとする者は、所定の登録申請書（登録シート）に必要な事項を記載するとともに、必要書類等を添付して主管担当に提出しなければならない。

(変更登録の申請)

第4条 登録を受けた事項に変更が生じた者は、変更登録申請書（変更登録シート）を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 主管担当は、本規程第9条に該当する行為があったとき、その他支援員として不適切な行為等があったとき、並びに正当な理由がなく会費の納入をしない場合は、登録の取消しをすることができる。

2 登録者は、自らの意思でいつでも登録取消しの申出をすることができる。登録取消しの申出をする場合は、所定の登録取消申請書（登録取消シート）を提出しなければならない。

(登録料)

第6条 登録申請を行う際に、登録料2,000円を納付しなければならない。

2 登録事項の変更については、新たな登録料の納付は要しない。

(会費)

第7条 登録申請を行う際に、登録料と同時に会費3,000円を納入しなければならない。

2 会費は3年間有効とし、この期間を経過した際に再度会費を納入するもの

とする。

- 3 3年度間の途中において、自らの意思で登録を取り消した場合及び本規程第5条の1に該当する事由により登録の取消しがあった場合は、会費は返還しないものとする。

(研修)

第8条 主管担当は、支援員の資質向上を図るため必要な研修に関する施策を講ずるものとする。

- 2 支援員は、前項の研修を受講するよう努めなければならない。

(不当行為の禁止)

第9条 支援員は、自己の利益を図るために、特定の金融商品の販売・推奨等の行為をしてはならない。ただし、予め主管担当の許可を得た場合はこの限りではない。

- 2 主管担当は、前項の行為につき必要があると認めるときは、本人から報告を求め、事情を聴取することができる。
- 3 主管担当は、報告又は事情を聴取した後、必要と認めた場合は、必要な勧告又は指導等を行うことができる。

(個人情報の保護及び秘密の保全)

第10条 支援員としての活動に際して知り得た個人情報及び受講者等の秘密を第三者に漏らし、主管担当の承認を得ずに複製し、又は目的外に利用してはならない。

- 2 支援員としての活動において個人情報を取り扱う場合には、善良なる管理者の注意をもって適切な保護のために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、支援員の運営について必要な事項は主管担当が定める。

附則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。